

請 願 書

2017年6月15日

松山市議会議長 雲峰 広行 様

松山市三番町5-2-3ハヤシビル2階

安保法制の廃止を求める愛媛の会

筆頭代表幹事 小松 正幸

連絡先 089-913-0448

紹介議員

梶原 時義 小崎 愛子
武井 多佳子 杉村 千栄
渡部 昭
池田 美穂 中村 嘉孝

憲法違反の「テロ等準備罪」の廃止を求める意見書提出を求めることについて
(趣 旨)

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正法(いわゆる「テロ等準備罪」法)は、今国会において強行可決されましたが、同法には重大な問題点があり、国会審議の過程でもその疑念が全く払拭されたとはいえない状況にあります。

政府は、「テロ等準備罪」法の制定については、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」(以下「パレルモ条約」といいます。)の批准のために必要だと繰り返し説明していました。しかし、パレルモ条約には、国内法優先の原則があり(条約5条、34条)条約批准のために「共謀罪」の趣旨を含む「テロ等準備罪」を創設する必要はありません。

また、「テロ等準備罪」は法律の内容が犯罪を実行するに至らない「準備行為」を処罰条件とし、その「準備行為」とする範囲が市民の日常生活との区別がつかないものであることは、「花見」と「下見」の区別に関する法務大臣の国会答弁を見ても明らかです。ATMでの預金の引き出し行為さえ捜査機関の判断次第で「犯罪資金準備」ともなりうるため、「準備行為」認定のために広く一般市民の生活を盗聴するなど監視社会につながる内容であることは、間違いありません。

このように、「テロ等準備罪」法は、「組織的な犯罪集団」「準備行為」の概念が極めて曖昧であり、しかも処罰範囲が広く、市民にとって一義的にどの行為が処罰対象になるかわかりません。近代刑法は、犯罪と刑罰を明確に定めて国民の自由を確保することを任務としてきました。「テロ等準備罪」法は罪刑法定主義を定めている憲法31条に違反します。また、「テロ等準備罪」法は内心を処罰するものであって、思想良心の自由を定めた憲法19条にも違反します。

「テロ等準備罪」法については、5月23日時点で全国57の地方議会が廃止もしくは慎重審議を求める意見書提出の決議をしているところであり、市民の生活を守る立場にある貴議会での憲法に基づく良識ある決議をしていただきたく、お願いいたします。

記

(請願事項)

1. 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正法(いわゆる「テロ等準備罪」法)の廃止を求める意見書を国に提出してください。